

令和4年度

長浜市内部統制評価報告書審査意見書

長浜市監査委員

長 監 第 21 号
令和5年8月21日

長浜市長 浅見 宣義 様

長浜市監査委員 安原 徹
長浜市監査委員 中井 正彦
長浜市監査委員 西岡 末雄

令和4年度長浜市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定に基づき、同条第4項に指定する令和4年度長浜市内部統制評価報告書について審査をしたので、次のとおり意見を提出します。

令和4年度長浜市内部統制評価報告書審査意見

第1 審査の対象

「令和4年度長浜市内部統制評価報告書」

第2 審査の着眼点

監査委員による令和4年度長浜市内部統制評価報告書の審査は、市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続きに沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検討を行い審査した。

第3 審査の実施内容

令和4年度長浜市内部統制評価報告書について、市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「長浜市監査基準」に準拠し、関係帳簿及び証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、既に実施した定期監査等によって得られた知見に基づき審査を行った。

第4 審査の結果

令和4年度長浜市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当であると認められた。

しかしながら、令和4年度に執行した例月出納検査及び定期監査において、職員の認識不足や単純なミスなど、所属内の内部統制が機能していれば防げた指摘も見受けられた。

第5 今後について

内部統制の運用については発生した事務事故等の原因を追究し、効果的な再発防止策を講じるとともに、単純なミスを発生させない仕組みづくりに組織全体で取り組まなければならない。本年度は内部統制制度が導入されて2年目となるが、一部重大な不備も認められ、各所属における内部統制の取り組みについて、引き続き改善の余地があるため、継続的に見直しを行いながら制度充実に努められたい。